

令和2年度 指導結果

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【北区】			
フレームの家 ((株式)サンセーション)	業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。	令和2年7月2日	改善済
放課後等デイサービス ハーブ ((株式)ISC)	<p>1従業者の員数について 放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数がイ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定している月があった。ついては、平成27年10月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>3延長支援加算について 延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、当該理由が個別支援計画に記載されたうえで、延長時間帯に直接支援業務に従事する職員を1名以上配置している場合に算定できるが、要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定している月があった。ついては、平成27年10月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p>	令和2年10月16日	<p>1 改善済 2 改善済 3 改善予定</p>

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
放課後等デイサービス きずな ((一社)きずな)	<p>1業務管理体制の届出について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。</p> <p>2研修について 人権の擁護及び虐待防止に関する研修について、全ての従業員に年1回以上実施するとともに、その概要を記録すること。</p> <p>3非常災害対策について 消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、その概要を記録すること。</p> <p>4個別支援計画について (1)個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされている事例を確認した。個別支援計画は漏れなく作成すること。 (2)計画の作成及び変更に当たり、サービスの提供に当たる担当者等を招集して会議を開催し、意見を求めるとともに、その内容を記録すること。 (3)計画の作成に当たり通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文章によりその同意を得ること。 (4)児童発達支援管理責任者は、計画を作成した際には当該計画を保護者に交付すること。 (5)計画の作成後、モニタリングを行い、その結果を記録するとともに、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 なお、(1)から(5)については、個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないことから、個別支援計画未作成減算に該当するため、事業者指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>5特別支援加算について 特別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に算定できるが、次の基準を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 (1)理学療法士等を配置するとともに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業員によって指定放課後等デイサービスを提供すること。 (2)加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。 については、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>6児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 児童指導員等加配加算Ⅰ(児童指導員等を配置する場合)については、児童指導員等配置加算を算定のうえ請求すること。</p>	令和2年11月6日	<p>1 改善済</p> <p>2 改善済</p> <p>3 改善予定</p> <p>4 改善済</p> <p>5 改善済</p> <p>6 改善済</p>
セカンド ((同)I&I)	文書による指摘事項はありません。	令和2年11月12日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【上京区】			
放課後等デイサービス びあの ((株)小西)	<p>1業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。</p> <p>2通所利用者負担額の受領について 法定代理受領サービスとして提供される指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスについて支援を提供した際は、通所給付決定保護者から支援に係る通所利用者負担額を適切に請求するとともに給付額を保護者に通知すること。</p> <p>3指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの取り扱い方針について 少なくとも年に1回定期的に京都市が作成している自主点検表を活用し、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>4従業者の員数について 児童発達支援及び放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>5児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定している月があった。ついては、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>6延長支援加算について 延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ当該理由が個別支援計画に記載されていないにもかかわらず、当該加算を算定していた。ついては、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p>	令和2年7月29日	<p>1 改善済</p> <p>2 改善済</p> <p>3 改善予定</p> <p>4 改善済</p> <p>5 改善済</p> <p>6 改善予定</p>
そらまめ ((福)えのき会)	<p>個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。ついては、個別支援計画未作成減算に該当するため、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p>	令和2年11月4日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
放課後等デイサービスHARU西陣 ((株式会社)Billion)	文書による指摘事項はありません。	令和2年12月8日	—
さんりん舎 ((株式会社)太陽と大地乃子)	1個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。については、個別支援計画未作成減算に該当するため、事業者指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2従業者の員数について 児童発達支援及び放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 3欠席時対応加算について 当該加算については、連絡を受けた日時についても記録すること。	令和2年12月22日	1 改善済 2 改善予定 3 改善済
アットすまいる御所西 ((株式会社)KMCライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和3年1月7日	—
放課後等デイサービス silky西陣 ((株式会社)和泉)	1個別支援計画について 個別支援計画が適切に作成されていない事例を確認した。 については、児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成するとともに、作成にあたって必要な一連の業務を適切に行うこと。また、作成後は少なくとも6月に1回以上モニタリングを行い、障害児について解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2サービスの提供の記録について 指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービスの提供の都度記録すること。また、記録に際しては、必ず通所給付決定保護者自身から適切な方法により、サービスを提供したことについて確認を受けること。	令和3年2月8日	1 改善予定 2 改善済
京都カナガク学習センター 河原町今出川校((株式会社)日本教育指導協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年3月2日	—
【左京区】			
スパーク京都左京店 ((株式会社)東山)	文書による指摘事項はありません。	令和2年6月18日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
つるの家 ((福)平安養育院)	<p>1児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定している月があった。については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>2送迎加算について 徒歩による送迎に職員が付き添った場合、送迎に係る経費は生じていないため算定できないにもかかわらず、徒歩による送迎について当該加算を算定していた。については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>3従業員の員数について 児童発達支援及び放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	令和2年10月20日	<p>1 改善済</p> <p>2 改善済</p> <p>3 改善済</p>
こどもサポート教室「きらり」出町柳校 ((株式会社)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和2年12月17日	—
このこのアート 白川 (マコム・プランニング(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和3年1月14日	—
こどもサポート教室「きらり」修学院校 ((株式会社)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和3年3月22日	—
bridge ((同)mock up)	<p>福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)は、指定基準により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算することができるが、加算の算定に必要な要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。なお、「福祉専門職員配置加算(Ⅱ)」の加算の算定に必要な要件は満たしていた。 については、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p>	令和3年3月26日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【中京区】			
パンダアカデミーきょうと ((株)MARRAIN)	欠席時対応加算について 就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助の内容や、当該障害児の状況等の記録が漏れていることを確認したので改めること。 については、事業所指定日まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年7月14日	改善済
アートチャイルドケアSEDスクール 京都西院 (アートチャイルドケア(株))	児童指導員等加配加算Ⅰについて 児童指導員等加配加算Ⅰ(児童指導員等を配置する場合)については、児童指導員等配置加算を算定のうえ請求すること。	令和2年8月6日	改善済
あおぞら御池 ((一社)京都府あおぞら会)	文書による指摘事項はありません。	令和2年10月16日	—
ジュニアスペース・らいぶ堀川三条 ((株)スカイ)	1個別支援計画未作成減算について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成等減算に該当するため、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 児童指導員等加配加算Ⅰ(児童指導員等を配置する場合)については、児童指導員等配置加算を算定のうえ請求すること。 3非常災害対策について 消火訓練及び避難訓練は年2回以上実施し、その概要を記録すること。	令和2年10月22日	1 改善済 2 改善済 3 改善済
あおぞら西院 ((一社)京都府あおぞら会)	文書による指摘事項はありません。	令和2年10月29日	—
ウッドワン・デイサービス2 ((株)市木工務店)	児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年11月19日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
パーチェ (((福)保健福祉の会)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。については、個別支援計画未作成減算に該当するため、平成27年11月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年11月26日	改善済
第二パーチェ (((福)保健福祉の会))	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。については、個別支援計画未作成減算に該当するため、平成27年11月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年11月26日	改善済
パンダアカデミーきょうと御所南校 ((株)MARRAIN)	文書による指摘事項はありません。	令和3年1月26日	—
スマイルゲート西洞院 ((株)スマイルゲートパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和3年3月15日	—
【山科区】			
放課後等デイサービスすてーじ (((福)京都身体障害者福祉センター)	文書による指摘事項はありません。	令和2年7月30日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
funwari (plus f(株式))	<p>1業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。</p> <p>2質の評価及び改善内容の公表について 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、おおむね1年に1回以上、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、本市子ども家庭支援課に届け出ること。</p> <p>3児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>4事業所内相談支援加算について 指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算するが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>5関係機関連携加算(Ⅰ)について 就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算するが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p>	令和2年8月4日	<p>1 改善済</p> <p>2 改善済</p> <p>3 改善済</p> <p>4 改善済</p> <p>5 改善済</p>
放課後等デイサービス まほうの木 (株式)TLP)	<p>延長支援加算について 運営規程に定められている平日の営業時間が8時間以上でないにもかかわらず、当該加算を算定していた。については、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p>	令和2年12月17日	改善予定
放課後等デイサービス ワンダー (株式)はるか)	文書による指摘事項はありません。	令和3年1月21日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【下京区】			
あおぞら七条 ((一社)京都府あおぞら会)	従業者の員数について 児童発達支援及び放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	令和2年10月27日	改善済
パーチェ梅小路 ((福)保健福祉の会)	文書による指摘事項はありません。	令和2年12月22日	—
放課後等デイサービス こまち ((株式)銭形)	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)は、指定基準により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算することができるが、加算の算定に必要な要件を満たさないにも関わらず加算を算定していた。なお、「福祉専門職員配置加算(Ⅱ)」の加算の算定に必要な要件は満たしていた。については、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年1月7日	改善済
あおぞら梅小路 (リンクナチュラルジャパン(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和3年3月3日	—
【南区】			
放課後等デイサービス レモン② レモン ((有)ハニーレモン)	強度行動障害児支援加算について 対象児が利用している日に、強度行動障害支援者養成研修を修了した者が配置されていないにもかかわらず算定されている日を確認した。 については、平成30年6月9日まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年12月1日	改善済
【右京区】			
こもれび段町 ((一社)ステップアップ)	文書による指摘事項はありません。	令和2年6月23日	—
なかよし ((有)京都幼児教室)	1業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。 2非常災害対策について 避難訓練及び消火訓練は年2回以上実施し、その概要を記録すること。	令和2年7月21日	1 改善済 2 改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
わかな ((福)なづな学園)	質の評価及び改善内容の公表について 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、おおむね1年に1回以上、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、本市子ども家庭支援課に届け出ること。	令和2年7月21日	改善済
放課後等デイサービスHARUときわ ((株式)Billion)	個別支援計画未作成減算について 個別支援計画の見直しが適切に行われていない事例を確認した。個別支援計画は運営基準に基づき、少なくとも半年に1回以上、計画の見直しを行い、適切に作成すること。については、個別支援計画未作成減算に該当するため、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年8月25日	改善済
あおぞら円町 ((一社)京都府あおぞら会)	1定員超過減算 利用定員10人の当該事業所においては、1日の障害児の数が15人を超える場合に減算することとされているが、15人を超えているにもかかわらず減算していない事例が確認された。については、平成27年11月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定している月があった。については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか平成27年11月まで遡り自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年10月8日	1 改善済 2 改善済
あおぞら太秦 (((一社)京都府あおぞら会)	文書による指摘事項はありません。	令和2年10月22日	—
このこのアート 太秦 (マコム・プランニング(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和2年12月8日	—
HARULAND 京都 ((株式)Billion)	文書による指摘事項はありません。	令和3年2月10日	—
ハッピーテラス西院教室 ((株式)ラインシステム)	文書による指摘事項はありません。	令和3年2月16日	—
こどもサポート教室「きらり」西院校 ((株式)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和3年2月26日	—
放課後くらぶひこばえ ふう ((特非)フォーラムひこばえ)	文書による指摘事項はありません。	令和3年3月17日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【西京区】			
放課後等デイサービス ビーフレンズ ((株式会社)株式会社ビーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和2年5月12日	—
ポップコーン2nd ((有)大翔)	欠席時対応加算について 就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助の内容や、当該障害児の状況等の記録が漏れていることを確認したので改めること。については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年9月17日	改善済
ハッピーテラス桂教室 ((株式会社)ラインシステム)	1個別支援計画について (1)計画の作成に当たり通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文章によりその同意を得ること。 (2)児童発達支援管理責任者は、計画を作成した際には当該計画を保護者に交付すること。 (3)計画の作成後、モニタリングを行い、その結果を記録するとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 なお、(1)から(3)については、一部の児童に対して個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないことから、個別支援計画未作成減算に該当するため、事業者指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年11月6日	改善予定
ののほな教室 ((福)京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和2年12月1日	—
スマイルかつら ((株式会社)スマイルスマイル)	文書による指摘事項はありません。	令和2年12月3日	—
放課後等デイサービス こだま ((株式会社)Jフリード)	文書による指摘事項はありません。	令和3年2月17日	—
【洛西】			
一般社団法人暮らしランプ・あくあ ((一社)暮らしランプ)	業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。	令和2年7月9日	改善済
ポップコーン ((有)大翔)	1業務管理体制の届出について 法令遵守責任者の届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。 2事業所内相談支援加算について 指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算するが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。については、平成27年8月まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年8月4日	1 改善済 2 改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
放課後等デイサービス くるみ ((株式会社)エーライフ)	業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。	令和2年9月1日	改善済
放課後等デイサービスごっこ ((株式会社)アドナース)	児童発達支援管理責任者について 児童発達支援管理責任者の届出をしていない者を配置していたことを確認した。ついては、児童発達支援管理者の要件を満たしていることを確認したうえで配置するとともに、児童発達支援管理責任者を変更した場合は、法で定める期限までに変更届を提出すること。	令和3年1月8日	改善済
アドナース京都音楽療法センター ((株式会社)アドナース)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。ついては、個別支援計画未作成減算に該当するため、事業者指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年1月12日	改善済
多機能型事業所のこのこ (特非)あいらんど)	1児童への処遇について 従業者による利用児童の心身に有害な影響を与えたと考えられる行為を確認した。ついては、徹底した検証を実施し、その結果を踏まえて、必要な再発防止の措置を講じること。	令和3年3月4日	改善済
【伏見区】			
第二にじっこひろば ((福)京都老人福祉協会)	業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。	令和2年6月25日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
JOJOLABO ((一社)みつより)	<p>1質の評価及び改善内容の公表について 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、おおむね1年に1回以上、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、本市子ども家庭支援課に届け出ること。</p> <p>2児童発達支援管理責任者について 1人以上は、専任かつ常勤でなければならないとされているが、他の事業所において勤務していることを確認した。については、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を配置すること。</p> <p>3管理者について 「指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。」とされているが、他の事業所において勤務していることを確認した。については、専らその職務に従事する管理者を事業所ごとに配置すること。</p> <p>4児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 児童指導員等加配加算Ⅰ(児童指導員等を配置する場合)については、児童指導員等配置加算を算定のうえ請求すること。</p>	令和2年7月7日	<p>1 改善済</p> <p>2 改善済</p> <p>3 改善済</p> <p>4 改善済</p>
Rバンビ菱川 ((株式会社)リヴァイバル・ライン)	文書による指摘事項はありません。	令和2年7月22日	—
セカンドハウス ((株式会社)セカンドハウス)	<p>1質の評価及び改善内容の公表について 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、おおむね1年に1回以上、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、本市子ども家庭支援課に届け出ること。</p> <p>2定員超過減算について 利用定員10人の当該事業所においては、1日の障害児の数が15人を超える場合に減算することとされているが、15人を超えているにもかかわらず減算していない事例が確認された。 については、事業者指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>3児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 児童指導員等加配加算Ⅰ(児童指導員等を配置する場合)については、児童指導員等配置加算を算定のうえ請求すること。</p>	令和2年7月22日	<p>1 改善済</p> <p>2 改善済</p> <p>3 改善済</p>
自閉症・情緒障害児等療育相談室(のぞみ親子相談室) ((福)京都国際社会福祉協力会)	文書による指摘事項はありません。	令和2年7月30日	—
ひ皇き ((同)Officeさかい)	文書による指摘事項はありません。	令和2年8月26日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
Rバンビ神川 ((株式)リヴァイバル・ライン)	文書による指摘事項はありません。	令和2年9月25日	—
有限会社ビーオブエス 放課後等 デイサービス ((有)ビーオブエス)	個別支援計画について (1)計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 (2)個別支援計画の作成に係る会議の内容について記録すること。 なお、(1)については、個別支援計画未作成減算に該当するため、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年11月10日	改善済
サポートセンター夢小路 ((有)バーサス)	文書による指摘事項はありません。	令和2年11月12日	—
KID ACADEMY 伏見桃山校 ((株式)T-aim)	文書による指摘事項はありません。	令和2年11月17日	—
あさひkids倶楽部 竹田 ((株式)グランディール)	個別支援計画未作成減算について 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされていた事例を確認した。ついでには、個別支援計画未作成減算の案件に該当するため、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年11月24日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
ピノッキオ ((一社)子ども発達総合支援会)	<p>1定員超過利用減算について 利用定員10人の当該事業所においては、1日の障害児の数が15人を超える場合に減算することとされているが、15人を超えているにもかかわらず減算していない事例が確認した。については、事業所指定時まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>2報酬告示の遵守について 給付費を請求するにあたっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)」を遵守すること。</p> <p>3定員の遵守について 利用定員を超えた受け入れができるのは、適正なサービスが確保されることを前提として、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合に限るため、定員を遵守すること。</p> <p>4記録の整備について 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。また、正確な利用実態を記す障害児に対するサービスの提供に関する記録を適正に整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存すること。 については、それぞれの記録の保存方法、保存場所、廃棄の方法、保存記録についての管理方針を定めた書面を改めて作成すること。</p> <p>5内部牽制について 貴法人及び当該事業所内において、内部牽制の仕組みを構築すること。</p>	令和2年12月16日	<p>1 改善予定 2 改善済 3 改善済 4 改善済 5 改善済</p>
ぐっどすまいる 桃山 ((株式)グランディール)	文書による指摘事項はありません。	令和3年3月1日	—
Reバース 下鳥羽 ((株式)一丸)	文書による指摘事項はありません。	令和3年3月26日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
<p>【深草】</p> <p>JOJO ((一社)みつより)</p>	<p>1質の評価及び改善内容の公表について 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、おおむね1年に1回以上、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、本市子ども家庭支援課に届け出ること。</p> <p>2児童発達支援管理責任者について 1人以上は、専任かつ常勤でなければならないとされているが、他の事業所において勤務していることを確認した。については、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を配置すること。</p> <p>3管理者について 「指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。」とされているが、他の事業所において勤務していることを確認した。については、専らその職務に従事する管理者を事業所ごとに配置すること。</p> <p>4児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 児童指導員等加配加算Ⅰ(児童指導員等を配置する場合)については、児童指導員等配置加算を算定のうえ請求すること。</p>	<p>令和2年7月2日</p>	<p>1 改善済 2 改善済 3 改善済 4 改善済</p>
<p>JOJO EXPERIENCE ((一社)みつより)</p>	<p>1質の評価及び改善内容の公表について 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、おおむね1年に1回以上、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、本市子ども家庭支援課に届け出ること。</p> <p>2管理者について 「指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。」とされているが、他の事業所において勤務していることを確認した。については、専らその職務に従事する管理者を事業所ごとに配置すること。</p> <p>3児童発達支援管理責任者について 児童発達支援管理責任者の1人以上は、専任かつ常勤でなければならないが、当該事業所の児童発達支援管理者が他の事業所において勤務していることが確認されたため適切に配置すること。については、事業所指定日まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>4児童指導員等加配加算(Ⅰ)について 児童指導員等加配加算Ⅰ(児童指導員等を配置する場合)については、児童指導員等配置加算を算定のうえ請求すること。</p>	<p>令和2年7月9日</p>	<p>1 改善済 2 改善済 3 改善済 4 改善済</p>
<p>ハーモニーきっず ((特非)ハーモニーきょうと)</p>	<p>業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。</p>	<p>令和2年8月6日</p>	<p>改善済</p>

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
にじっこひろば ((福)京都老人福祉協会)	個別支援計画について (1)計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 (2)計画の作成に当たり通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 (3)児童発達支援管理責任者は、計画を作成した際には当該計画を保護者に交付すること。 なお、(1)から(3)については、個別支援計画未作成減算に該当するため、平成27年9月まで遡り同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年9月29日	改善済
京都市児童療育センター「なないろ」 ((福)京都老人福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和2年11月4日	—
【醍醐】			
P-Bambi(ピーバンビ) ((同)Probono)	1業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。 2福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)は、指定基準により置くべき児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者(以下、「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること、又は児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること、のいずれかに該当するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算することができるが、加算の算定に必要な要件を満たさないにも関わらず加算を算定していた。 については、事業所指定時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和2年8月5日	1 改善済 2 改善済
あっとわと ((特非)明日堂)	1個別支援計画の作成等について (1)児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に面接を行いその記録を作成すること。 (2)児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び児童に対し個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ること。 (3)児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者及び障害児との連絡を継続的に行うこととし、定期的にモニタリングの結果を記録すること。	令和2年8月28日	改善予定
サポートセンター北醍醐 ((株)LP)	文書による指摘事項はありません。	令和2年9月17日	—
児童発達支援 かばくんのいえ ((福)京都地の塩会)	業務管理体制について 法令遵守責任者の選任についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。	令和2年12月8日	改善済